

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会
電力安全小委員会（第27回）－議事要旨

日時：令和4年7月29日（金）10：00～12：00

場所：Teams 開催

出席者

＜委員＞

横山委員長、青山委員、岩本委員、柿本委員、熊田委員、倉貫委員、首藤委員、白井委員、曾我委員、西川委員、原委員、若尾委員、渡辺委員

＜経済産業省＞

辻本技術総括・保安審議官、前田電力安全課長、沼田電気保安室長 他

議事概要：

○電気事業法の改正の御報告

＜委員・オブザーバー（以下、「委員等」）からの主な御意見＞

- ・既設の再エネ設備は60万件以上存在するが、現行の技術基準から乖離しているものもある。既設設備こそ老朽化していたり、投資目的のものについては余分な改築などが行われていたりするものと考えられる。既設設備については当初の技術基準が適用されることだが、現行の技術基準とのギャップを埋めるよう運用面で工夫すべき。
- ・登録適合性確認機関について、公平性中立性の担保はもちろん、審査の迅速化も重要。また、審査基準の不断の見直しを行うアドバイザーボードの役割は重要。このため、アドバイザーボードの透明性の確保が必要。
- ・使用前自己確認に支持物や基礎の構造などの項目を追加したことには賛同。基礎については工事後だと地中に埋まった状態となるので、事前に写真を撮らせるなどエビデンスの確認方法を考えるべき。特に、支持物の確認方法の具体化はこれからと理解したが、客観的にわかりやすい執行・運用となるよう検討すべき。
- ・将来的な保安人材の不足は問題。具体的にどのように人材を確保するかの検討が必要。
- ・基礎情報の届出については、周知期間が短いのでしっかり広報することが重要。講習会の義務づけ、受講したか確認する等の取組みや、広報専任担当者を置く等を検討すべき。
- ・登録適合性確認機関による事前確認制度については他機関との連携が必要であり、多角的に審査することが重要である。
- ・認定制度、登録適合性確認機関による事前確認制度については、実態を踏まえた合理化、効率化に繋がる制度と評価。
- ・今回の改正は規模として大きいため、業界との意見交換は引き続きすべき。
- ・認定制度について、設備の経年劣化や人材の高齢化などの課題に対しての解決策であるとする。具体的な要件が検討されているが、行政、業界双方にとって負担にならないよう、例えば、既存の資料でも対応できるように特定の様式を定めない等配慮して欲しい。
- ・基礎情報届出に関して、小規模事業用電気工作物に該当しなくなった場合にも届出義務があるが、放置されないよう監視する観点から重要な義務。全ての事業者が廃止後の届出ルールを認識していれば良いが、認識していない場合の対応についても検討すべき。

<事務局からの主な回答>

- ・既設の60万件の再エネ設備に対しては、土砂流出危険区域に建っている設備などリスクの高いものから立入検査を順次行っている。加えて、再エネ設備の適正な導入のあり方については、関係省庁と検討会を行っている。やはり再エネは地域共生していかなければ普及は難しいと認識。自治体との協力も重要であるため、情報共有の在り方については検討したい。
- ・登録適合性確認機関のアドバイザーボードについては、審議会の資料公表などにより、透明性確保もしっかり行う。
- ・使用前自己確認における、支持物の確認のタイミングに関するご指摘は重要。安全性を担保できる実効性ある方策を検討したい。
- ・小規模事業用電気工作物への規制については、講習会などを行い周知する予定。
- ・保安人材の不足の問題については、テクノロジーでの解決も重要だが、最後は人の力も必要であるため、電気保安業界の魅力の発信等ぜひ議論させて欲しい。
- ・登録適合性確認機関による事前確認制度については、業界ともコミュニケーションを取りながら進めていく。
- ・設備廃止の確実な把握のため、既設の60万件にも基礎情報届出の規制が適用されることや、投資目的であっても設備の設置者は保安上の責任を負うことにつき、しっかり周知したい。
- ・支持物の確認方法の詳細については、今後業界ともしっかりと検討していきたい。

○自然災害に係る取組について

<委員等からの主な御意見>

- ・再エネ設備につき、規制を横串で見ると省庁が集まるのはよいが、多く集まることでなかなか議論が進まないということにならないようにしていただきたい。
- ・NITEは製品安全の分野で規格や標準策定のノウハウを持っている。電力設備の安全に参画いただくのは歓迎すべきこと。人材育成を含むNITEへの支援も検討いただきたい。
- ・太陽光は余っている土地に建設される場合が多いが、森林伐採は土地の保水力を下げると、今土砂災害警戒区域ではないとしても、太陽光設備を設置することでリスクが上がる可能性がある。既存の法律では対処は難しい面もあるので地元の方々に危険性を周知するリスクコミュニケーションが重要。
- ・確実に事故報告をするよう働きかけ、迅速な立入検査をしていただき、公表すること等により、類似事故の再発防止及び減少に努めて欲しい。
- ・再エネ設備は事故率が高いことに加え、原因不明が多い。点検方法の改善等につなげていくためにも、可能な限り原因を特定出来ることが望ましい。NITEに協力してもらうことは結構なことと思うが、マンパワーには留意していただけると良いと思う。
- ・これから再エネが増えると、系統へ接続する設備が増える。そこに対するサイバー攻撃への危機感を持っている。事業者によっては問題への認識が薄いので、説明会やメディアを活用して、対策が必要であることを周知することが必要ではないか。
- ・脱炭素の流れの中と火力発電所の稼働との両立に非常に不安を感じるが、今後どのように取り組んでいくか。
- ・電力需要の件で、夏の見通しが改善したとの話があったが、電力は、生活者だけでなく、事業者、病院等全てにとって極めて重要。
- ・電力についても地産地消という考え方が重要である。例えば、送電網を修復するとき部品がない等、迅速に対応ができないことにも繋がるため、部品の調達も計画的に見通しを立て、国産の製品を使っていくことも重要。

- ・再エネのあり方を考えていくことは重要。各都道府県にはエネルギー専門の部署が設置されれば、さらに検討が進むのではないかと。
- ・火力発電設備につき、過去の地震で止まった例もあるが、構造上どうしても大きな揺れには弱いという問題がある。今後これらの被害を抑えて復旧を早めることにつき、コストとの兼ね合いもあると思うが、どのように対応していくのか。また、老朽火力についても戦力として考えていると思うが、あまり耐震対策がされていない。そのようなものも含め、今後どのような対応を考えているのか。
- ・再エネあり方検討会における問題提起として、主任技術者との連絡が取れず停電復旧が長期化したケース、再エネ事業者の都合による工期変更に伴い、施工力が無駄になるケースが挙げられた。さらに、再エネ発電事業者からの要請から夜間の設備工事や活線状態での工事を余儀なくされる点や、事業者の誤操作や無断再閉列といった作業安全上の課題も考えられる。こうした問題は採用の困難化・人手不足や長時間労働にもつながるため、現場の実情を考慮しつつ、切迫感も持って引き続き検討すべき。
- ・脱炭素は確かに重要だが、火力発電所の確実な復旧も、電力の安定供給の上で重要。
- ・令和3年度の事故報告義務化により、事故原因の分析が可能となっているが、大半がパワコンの故障であり、基板交換によって安全が担保されているものと考えている。
- ・再エネ事業者の適切でない行動に対する罰則がきちんとなされているのか、伺いたい。

<事務局からの主な回答>

- ・土砂災害警戒区域に関して、地域の方とのリスクコミュニケーションが重要との指摘は、全くその通り。再エネあり方検討会の中で、FIT認定の前にコミュニケーションを実施する等を検討しているところ。
- ・事故報告におけるNITEの役割は非常に重要。マンパワーの問題については、立入検査等で、対象をターゲットングして必要十分の体制で実施していくことについて議論して対応したい。
- ・当面の需給逼迫への対応としては、老朽火力を稼働しつつ、保安面もしっかり見ながら対応してまいりたい。一方、脱炭素については中長期的に国としてコミットしており、ビジネスサイドでもそういった動きがあるところ。
- ・自治体におけるエネルギー専門部署の指摘については、自治体との連携についてどういう方法がよいのか、再エネあり方検討会で検討していきたい。
- ・広報活動の強化については、様々な工夫を検討しながら、効率的、効果的に実施してまいりたい。
- ・火力発電所の地震への対応については、基本的には全体の需給の中でバランスをとっていかうとの考え方。個別に対応が必要なものは、自然災害WGにて検討し、議論していかうと考えている。
- ・施工力が無駄になる等の問題については、今後も引き続きこうした実態が再エネあり方検討会での議論に伝わるようにしっかり対応を考えていきたい。
- ・再エネ事業者の不適切な行動については、技術基準違反でなければ罰則には至らないのが現状なので、どのように対応するか、今後検討していきたい。

○民間規格評価機関における民間規格等の評価の実施状況について

<委員等からの主な御意見>

- ・適合性確認の項目について、ネガティブなものはなかったと認識。
- ・外部ユーザーからの苦情や異議申し立てをJESCで受け付ける制度につき、質問の実績はあるものの、苦情はなかったとのことだが、苦情を申し立てることで不利益な取り扱い

を受けることを恐れ、申し立てを躊躇した者がいる可能性もある。苦情を経済産業省でも受け付けるなどの案があると思うが、考え方を教えて欲しい。

<事務局からの主な回答>

- ・ご指摘の通り重要な問題と認識しており、適切な方法について考えていきたい。

問い合わせ先：

経済産業省産業保安グループ電力安全課

電話：03-3501-1742